写真添付面

**第　　　号**

**職　　消防吏員**

**氏名**

**年 月 日生**

高圧ガス保安法第62条の規定による

**立 入 検 査 証**

**年　　月　　日　発　行**

**年　　月　　日　ま で 有 効**

**淡路広域消防事務組合**

**管理者**

＊立入検査証の大きさは、タテ１２㎝・ヨコ８．４㎝とする。

様式第13号（ウラ）

|  |  |
| --- | --- |
| **高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下この部において「法」という。）****に基づく事務のうち、次に掲げるもの****(1)　法第３９条第２号の規定による第１種製造者、第２種製造者、第１種貯蔵所****又は第２種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化****石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４****９号）第６条に規定する液化石油ガス販売事業者及び同法第３７条の４第３項****に規定する充てん事業者以外の高圧ガスを取り扱う者に対する必要な措置に関****する事務（法第２４条の５に規定する経済産業省令で定める高圧ガスの消費に****係るものに限る。）****(2)　法第６２条第１項の規定による高圧ガスを消費する者に対する立入検査、質****問及び収去に関する事務（(１)に掲げる事務に係るものに限る。）** | **淡路広域消防事務組合** |

**高圧ガス保安法抜粋**

**第６２条　経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止**

**のため必要があると認めるときは、その職員に、高圧ガスの製造をする者、第一種貯**

**蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高圧ガスを貯蔵し、**

**若しくは消費する者、高圧ガスの輸入をした者、液化石油ガス法第６条の液化石油ガ**

**ス販売業者、容器の製造をする者、容器の輸入をした者又は容器検査所の登録を受け**

**た者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所又は容器検**

**査所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、**

**又は試験のため必要な最少限度の容積に限り高圧ガスを収去させることができる。**

**２　経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認め**

**るときは、その職員に、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、**

**指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機**

**関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を**

**検査させ、又は関係者に質問させることができる。**

**３　経済産業大臣は、第３１条第３項の講習の業務又は試験事務の適正な実施を確保す**

**るため必要があると認めるときは、その職員に、指定講習機関又は指定試験機関の事**

**務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関**

**係者に質問させることができる。**

**４　委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するた**

**め必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の**

**事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査さ**

**せ、又は関係者に質問させることができる。**

**５　警察官は、人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があると**

**きは、高圧ガスの製造、販売若しくは消費の場所又は第一種貯蔵所若しくは第二種貯**

**蔵所その他の高圧ガスの保管場所に立ち入り、関係者に質問することができる。**

**６　前各項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。**

**７　第１項から第５項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査の**

**ために認められたものと解釈してはならない。**

**第８３条 　次の各号の一に該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。**

**四　第３５条第１項又は第６２条第１項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又**

**は忌避した者**

|  |
| --- |
|  |

**知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（兵庫県条例第５３号）（抜粋）**

**地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７の２第１項の規定により、**

**次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に定める市町が処理することとする。**

**２２　高圧ガス保安法に基づく事務**